道灌山学園保育福祉専門学校

指定教員養成機関概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	道灌山学園保育福祉専門学校			設置者名	学校法人 道灌山学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の 種類・認定年度		免許状取得状況·就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学 定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状 取得者数		教員
						実数	個別	就職者数
保育専門課程	幼稚園教員·保 育士養成科第 I 部	100人	幼二種免	昭和41年度	95人	95人	95人	31人
	幼稚園教員·保 育士養成科第Ⅱ 部	50人	幼二種免	昭和41年度	49人	49人	49人	16人
	幼稚園教員養成 科第Ⅱ部	50人	幼二種免	昭和41年度	9人	9人	9人	6人
	入学定員合計	200人		合計	153人	153人	153人	53人
・「学部・学科等の名称等」欄は、平成23年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人 備考 数である。								

指定教員養成機関に対する講評

実 地 視 察 日:平成24年6月18日(月) 実 地 視 察 大 学:道灌山学園保育福祉専門学校 実 地 視 察 委 員:横須賀薫委員、渡辺三枝子委員

【全般的事項】

- ○教員養成に対する理念・構想については、伝統的な指導や創設者の理念が受け継が れており、一定の評価ができる。
- 〇一方、必要専任教員数及び科目の在り方等について、教育職員免許法施行規則及び 教員養成機関指定基準上の改善点が複数見受けられる。指導大学であるお茶の水女 子大学の指導のもと、早期に教職課程基準等を満たすようにすること。

【個別事項】

- 1. 教職課程の実施・指導体制(全学組織等)
 - 〇教職課程に係る講義内容が担当教員任せである印象を受ける。教職課程が、教員免許状という全国で通有する資格を授与するための課程であることを踏まえ、教授すべき授業内容が、教育職員免許法施行規則及び教員養成機関指定基準を十分に満たしていることを確認するとともに、教育課程の充実のための議論の場として検討委員会といったを組織を設けるなど、恒常的な教育課程の検討体制、教職指導体制の整備を図るよう努めること。
- 2. 教育課程(教職に関する科目及び教科に関する科目)、履修方法及びシラバスの状況
 - ○教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める教職に関する科目としては、「教育の基礎理論に関する課目」に該当する「教育原理」という名称の授業科目でありながら、シラバスの授業計画では、物語を創作し紙芝居や寸劇で発表することを主な内容としているなど、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める科目区分における位置づけが不明な授業科目が複数確認された。

また、同条同項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否かシラバスからは判断できない科目がある。

教職課程は教員免許状を授与するための資格課程であることを踏まえ、法令上扱うこととしている内容は必ず扱うよう、早急に授業計画の見直しを行うこと。

○教科に関する科目の講義内容として、「履歴書の書き方」など就職指導において指導するような内容を扱っているなど、幼稚園教諭として修得すべき知識・技能が十分に扱われているか疑念が持たれる。幼稚園教諭の課程の授業科目として適切な内容となるよう、全ての教科に関する科目及び教職に関する科目の講義内容を再確認するとともに、不適切な内容については、早急に改善を図ること。

3. 教育実習の取組状況

○教育実習は教職課程の科目として位置づけられていることから、指導内容や評価については、専門学校が実習先と連携しながら責任をもって指導に当たる必要がある。このため、近隣の実習園はもとより、遠隔地の幼稚園において教育実習を行う場合であっても、専門学校が、実習先の幼稚園と連携し教育実習に関わることができる体制を構築するとともに、公正な評価となるよう努めること。

4. 生徒への教職指導の取組状況及び体制

○学級担任制をとるなど、専門学校の特徴を生かし、生徒に対するきめ細やかな指導・ 管理が行われている一方、授業科目のほとんどが必修科目であるなど、生徒の自主 性や自立性に基づく学びの環境が乏しい。

今後、教育課程の編成の在り方や履修方法等については、指導大学と十分に連携をしながら、その内容の充実を図っていくようにすること。

- 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況(学校現場体験・学校支援ボランティア 活動等の取組状況)
 - 〇生徒が、早い段階から学校現場体験等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことができるよう、学校現場体験や学校支援ボランティア活動等の機会の充実に努めること。

6. 施設・設備(図書を含む。)の状況

- 〇最新の教職関係に関する図書・雑誌類が少ないように見受けられるので、一層の充 実を図ること。
- ○情報機器について、パソコンの台数は一定数確保されているが、インターネットに 接続可能なパソコンの台数が限られているなど、十分とはいえないことから、その 充実に努めること。

7. 指導大学(お茶の水女子大学)の指導状況

〇教員養成機関制度は、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認のもとに運営されることが前提であることから(教育職員免許法施行規則第27条第2項)、今後は、指導大学であるお茶ノ水女子大学と緊密に連携をしながら、教職課程の改善及び充実を図るようにすること。

8. その他特記事項

- 〇附属幼稚園の園児と指定教員養成機関に在籍する生徒が同じ校舎で学び、平時より 幼児の様子を観察出来ること及び交流を図れる環境にあることは貴重である。この ような環境を、教職課程においても積極的に活用することを期待する。
- 〇教科に関する科目を担当する専任教員数、及び教職に関する科目を担当する専任教員数の双方とも、教職課程認定基準を満たしていないことから、指導大学であるお茶の水女子大学の指導のもと、早期に教職課程基準等を満たすよう改善を図り、文部科学省に報告をすること。